

自家発電セミナー ⑪

非常用自家発電設備を停電時以外のピークカット時の用途に使用することについて（その1）

今回は、平成24年1月11日に経済産業省原子力安全・保安院電力安全課から出された「ピークカット用電源として非常用予備発電装置を使用する場合の電気事業法上の取扱い及び保安管理の徹底について（通知）」の目的、適用要件及び適用期間等について、Q & A形式により解説します。

Q1 今回の通知の目的、適用要件及び適用期間等について教えてください。

A1 この通知の目的、適用要件及び適用期間等は次のとおりです。

1. 目的

昨年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、今冬以降も電力需給がひっ迫するおそれがあることから、条件付きで既設及び新設の非常用予備発電装置をピークカットの必要時に一般負荷対応として使用することを認めたものである。

本運用により、6ヶ月の期限内で非常用予備発電装置（ばい煙発生施設に該当するもの）を設置する機会、ばい煙発生施設としての工事計画の事前届出を不要とするなど、手続き面での簡略化も図られた。

2. 適用要件

次の（1）及び（2）の要件を満たしている場合に適用される。

要件が満たされない場合は、本通知は適用されず、非常用予備発電装置を一般負荷対応として使用することはできない。

（1）政府から数値目標付きの節電要請が出された場合

→ 関西電力管内10%以上、九州電力管内5%以上の節電要請（平成23年12月16日）

（2）電力会社から停電の回避（安定供給）を目的として、ピークカットに必要な数時間に限る運転依頼をなされた場合

3. 適用期間

通知日より1年間（平成24年1月11日～25年1月10日）

4. 策定書類

- ・ 運転監視計画及び設備点検計画
- ・ 巡視、点検及び検査に関する保安マニュアル

5. 届出書類

(1). 事前に提出する書類

- ・ 「ばい煙（騒音・振動）発生施設に関する届出書」（電気関係報告規則第4条）
- ・ 「ピークカット用電源としての非常用予備発電装置に係る保安管理の徹底について」（様式第1 対応事項チェックシート）

(2). 使用終了後に提出する書類

- ・ 「ピークカット用電源としての非常用予備発電装置に係る保安管理の徹底について」（様式第2 運転実績報告書）

Q2

今回の通知と、昨年5月13日付けで同じく経済産業省原子力安全・保安院電力安全課から出された「今夏の電力需給対策に供する既設及び新設の非常用予備発電装置に係る電気事業法上の取扱い及び保安管理の徹底について（通知）」とは、内容的にどこが違うのですか。

A2

上記の「1. 目的」、「4. 策定書類」及び「5. 届出書類」、また、非常用予備発電装置を使用するに当たっての通知文の「安全確保上等の要件」については、両通知ともほぼ同じ内容ですが、「2. 適用要件」及び「3. 適用期間」が異なります。

| | 今回通知 | 昨年通知 |
|------|---|--|
| 適用要件 | ・ 政府からの数値目標付きの節電要請（関西電力及び九州電力には要請） ・ 電力会社からの運転依頼 | ・ 電気事業法第27条「電気の使用制限等」の発動（東京電力管内、東北電力管内で実施） |
| 適用期間 | 平成24年1月11日から1年間 | 平成23年7月～9月の約3ヶ月 |

Q3

今回と昨年の通知文にもある「非常用予備発電装置から一般負荷への電力供給を行うことにより、防災負荷への電力供給が必要となった際にその妨げとならないこと」とは、どのような非常用予備発電装置を想定したのですか。

A3

非常用予備発電装置には、法令（消防法令、建築基準法令）に基づく防災負荷（消防用設備、建築設備）と、防災負荷に加えて設置者が自主的に設けた保安負荷（一般照明、医療機器、コンピュータ等のバックアップ用）の両方を対象にした防災用・保安用共用機があり、この共用機を想定したものです。

共用機については、防災用としての機能（容量、運転時間等）を損なわず、保安負荷に充当する容量についてのみ、「安全確保上等の要件」を満足することを条件に、ピークカット時の一般負荷対応として使用しても差し支えないものとしています。

Q4

同じく両通知文にある「非常用予備発電装置が防災負荷のみをまかなっているシステムの場合など、非常時における防災負荷への電力供給がなされないといった保安上の問題が生じ得る環境下では、当該運用は行えないものとする」とは、防災専用の非常用予備発電装置について言及したものでしょうか。

A4

そのとおりです。

防災負荷のみをまかなう防災専用の非常用予備発電装置は、ピークカット時の一般負荷対応として使用できません。

Q5

昨夏の電力需給対策として出された非常用予備発電装置のピークカット使用に関する通知により、昨年7月から9月の期限内にどれくらいの数の非常用予備発電装置がピークカット用電源として、東京電力管内及び東北電力管内で利用されたのでしょうか。

A5

非常用予備発電装置をピークカット用として利用する場合は、非常用予備発電装置の設置の場所を管轄する産業保安監督部電力安全課に対し、事前の届出を行うことが義務づけられています。この届出状況が公表（※）されていますので紹介します。

ピークカット利用に関する非常用予備発電装置の届出台数等

| | | 既設のもの | 新設のもの | 合計 |
|--------|------|-------|-------|-----------|
| 東北電力管内 | 対象台数 | 42 | 437 | 479台 |
| | 最大出力 | 約4.2万 | 約8.1万 | 約12.3万kW |
| 東京電力管内 | 対象台数 | 1,693 | 511 | 2,204台 |
| | 最大出力 | 約76万 | 約24万 | 約100万kW |
| 合計 | 対象台数 | 1,735 | 948 | 2,683台 |
| | 最大出力 | 約80.2 | 約32.1 | 約112.3万kW |

（※） 出所：「平成23年の電気保安業務を振り返って」経済産業省原子力安全・保安院電力安全課運営係編。「生産と電気 2012.1 社団法人日本電気協会」に掲載された内容をもとに、内発協で表を作成したものです。

★文中の非常用予備発電装置とは、非常用自家発電設備の電気事業法上の呼称です。

ここでは通知文の記述に合わせ、非常用予備発電装置の名称を使用しました。